

長時間労働の改善等に向けたパイロット事業(実証実験)について

1. 事業の目的・概要

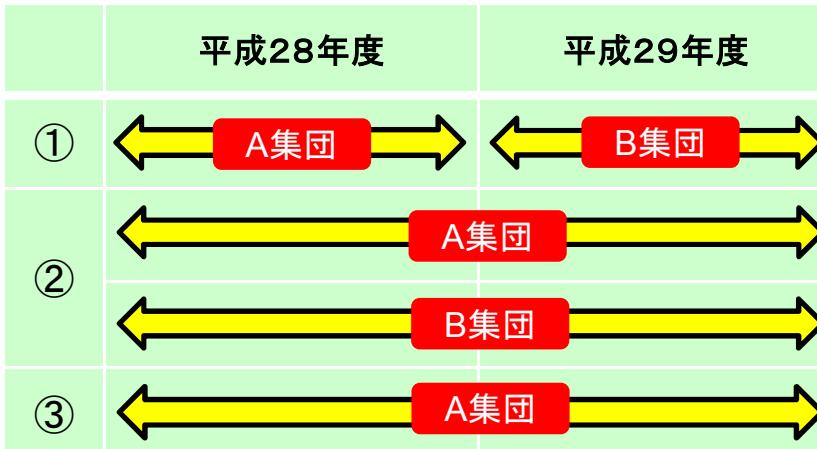
- トラック運転者の長時間労働等の改善に向け、地域の事情を踏まえた実践的な議論を進めるため、各都道府県において発荷主・着荷主及び運送事業者を構成員とする集団（以下「対象集団」という）がパイロット事業（実証実験）を実施。
- 実施事例は、中央・地方協議会でのさらなる議論（ガイドラインの策定を含む）に活用。

2. 事業の内容

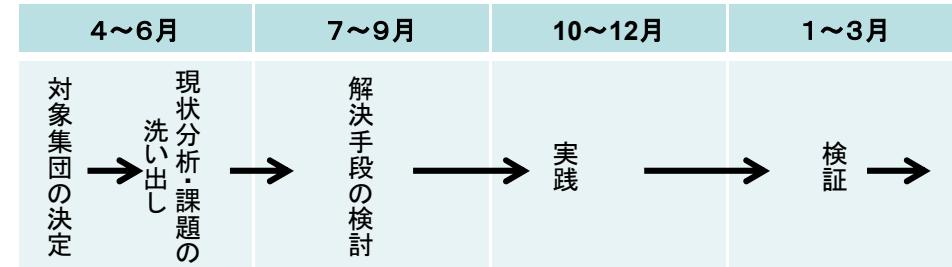
- 対象集団は、各地方協議会で、トラック輸送状況の実態調査結果（都道府県別の集計分）やこれまでの議論等を踏まえて、それぞれ選定。
- 対象集団は、コンサルタント等の専門家のアドバイスのもと、①荷主及び運送事業者の現状の分析や課題の洗い出し、②課題に対する解決手段の検討、③解決手段の実践、④検証等を経て、トラック運転者の長時間労働等の改善を図る。
- 平成28年度及び平成29年度の2年間で、全国で約100事例を目指し実施。

パイロットの事業の実施方法（想定）

- ①平成28年度1件実施、平成29年度1件実施
 ②平成28年度から平成29年度にかけて平行して2件実施
 ③平成28年度に1件実施、同じ集団で別の角度から平成29年度も実施



（参考1）スケジュールの例



（参考2）パイロット事業イメージ図



- 事業者、ドライバー、発・着荷主が連携して長時間労働の原因分析、改善策の検討、実践、検証を行う取り組み。

長時間労働の原因を考えるためのポイント

<運転時間>

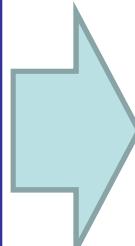
- ①長距離(走行距離500km超)では改善基準を超える拘束時間16時間超の運行が頻繁にある。
- ②走行距離の長短を問わず、高速道路の利用率が高くなるほど拘束時間が短い。

<手待ち時間>

- ③走行距離の長短を問わず、手待ち時間が拘束時間を押し上げている。
- ④集荷時だけでなく、配達時も荷主都合の手待ち時間(車両の順番待ち等)が発生。

<荷役作業時間>

- ⑤荷役作業にかかる時間は適正か。
- ⑥荷物を手で扱う場合ほど荷役時間が長い傾向(パレット崩し、手荷役)。
- ⑦事前連絡がない現場での荷役依頼や口頭での依頼が少なくない。



パイロット事業を実施する際の着眼点

<運転時間>

- ①中継輸送や共同輸送を取り入れるなどにより、長距離輸送の運転時間を短縮することは可能か。
- ②高速道路を利用することが効果的な区間は高速道路を利用できるよう、荷主と相談する。

<手待ち時間>

- ③手待ち時間の発生場所や原因を荷主と共同で検証し、削減を図る。
- ④着荷の時間指定の有無や意義を着荷主と共同で検証する(荷下ろし時間を分散させるために時間指定が有効か。逆に時間指定のために早めの到着で手待ち時間が発生していないか、など。)

<荷役作業時間>

- ⑤荷主と作業場での動線等を見直し、作業効率を上げて時間短縮を図る。
- ⑥パレットやロールボックス等荷をまとめ輸送をする。あわせて、発着いずれでも荷を崩す作業が発生しない方法を検討する。
- ⑦荷役や付帯作業の内容を、書面やFAX・メール等で予め明確にする。
※品目や地域性などの特性を加味する

パイロット事業

- 運送事業者、発荷主、着荷主(対象集団)がコンサルティング会社の支援を受けながらパイロット事業を行う。
- 取組内容は協議会において共有され、公表される。

パイロット事業集団の選定

- 各県で1~2集団程度(各年度)
- 発荷主・着荷主・運送事業者で構成される集団であること。
- 運送事業者にあっては、現在又は過去においてトラック運転者の長時間労働等の実態を有する以下の者。
 - ・荷主と長時間労働改善に向けた問題意識を共有し、改善の意欲があるもの
 - ・長時間労働の改善方法で悩んでいるもの
 - ・長時間労働の更なる改善を求めるもの

パイロット事業の実施方法

■実施方法

対象集団に対するパイロット事業の実施方法については、以下の2通り。

① トラック運転者労働条件改善事業（厚生労働省が予算要求中の トラック運転者労働条件改善事業）予算額 5,000万円

厚生労働省で業務委託契約した業者が、対象集団に対し、 トラック運転者の長時間労働抑制等のためのコンサルティングを行う。具体的には、対象集団と受託業者で会議体を作り、当該会議体による問題点の把握・改善方法の提案等と、受託業者による各事業場への個別訪問による改善方法の実施状況確認等を交互に進める。

② 調査請負業者の利用等によるパイロット事業（国土交通省が予算要求中） 1件 250万円

対象集団において発着荷主と運送事業者の各自の状況を相互に理解するため、話し合いを通して課題選定及び取組の具体化を行う。九州運輸局が調達する調査請負業者を入れて実施する。

■実施方法の決定

各都道府県の対象集団に対するパイロット事業の実施方法が上記①又は②のいずれによるかは、地方協議会事務局から対象集団の選定を中央協議会事務局へ報告後、中央協議会事務局で決定される。